

発がん性に係る検討について（事務局案）

1 発がん性に係る検討項目

- (1) 木材の粉じんによるがん
- (2) カドミウム及びその化合物による肺がん

2 検討の経緯及び検討方法

(1) 木材の粉じんによるがん

○ 検討の経緯

木材の粉じんによるがんについては、平成 14 年度 35 条専門検討会、平成 20 年度及び平成 21 年度 35 条専門検討会、平成 23 年度及び平成 24 年度化学物質分科会において検討が行われたものであるが、当時、国内での発生を示唆する報告がないこと等の理由から、労基則別表第 1 の 2 への列挙が見送られた。しかしながら、報告書において、行政において引き続き症例の収集に努めるべきとの報告がなされた。

○ 検討方法

国内外の疫学研究報告及び症例報告等についてまとめた調査研究報告書を基に検討を行う。

(2) カドミウム及びその化合物による肺がん

○ 検討の経緯

第 1 回分科会から第 4 回分科会において、カドミウム及びその化合物について発がん性を除く新たな症状又は障害の検討を行ったところ、追記すべき疾病又は障害は認められなかった。発がん性については、国際がん研究機関（IARC）において、ヒトの肺がんの起因物質とされているため、追加の検討が必要とされた。なお、本件は平成 23 年度及び平成 24 年度化学物質分科会においても検討が行われ、国内における症例報告がなく、疫学研究では因果関係を認める報告を否定する報告があることから、労基則別表第 1 の 2 への列挙が見送られた。

○ 検討方法

IARC Monograph 及びカドミウムによる肺がんに関する文献（機序、症例報告、疫学研究等）のレビューを行い、労基則別表に追加すべきか検討する。